

○議長（小林哲雄）

日程第6 議案第47号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町立幼稚園において預かり保育を開始したいので、預かり保育料の徴収に関し必要な事項を定めるため、開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

議案第47号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定する。よって地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、ご説明を申し上げます。

初めに、今回の条例改正の趣旨についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、平成22年、23年度にかけて実施をいたしました、幼稚園教育改革検討委員会の意見を踏まえ、平成24年度に開成町教育委員会会議において検討を加えた結果を受け、平成26年4月1日から開成町立幼稚園において、預かり保育を開始することを目的としているものでございます。

現在、当町では、開成町立幼稚園保育料等徴収条例によりまして、保育料、入園料を定めておりますが、今回、子育て支援の一環として、預かり保育を実施するに当たり、預かり保育料として、月額500円を徴収するため、所要の改正をするものでございます。

また、参考資料といたしまして、開成町立開成幼稚園預かり保育実施規則案をお配りしておりますが、預かり保育の実施に当たっての対象や、実施時間、利用方法等について記載させていただいております。

それでは、条例案をご覧ください。

開成町条例第 号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例。

開成町立幼稚園保育料等徴収条例（昭和44年開成町条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す

ように改正するという事で、改正後と改正前の一覧がこちらのほうに載っております。

まず、目的の第1条のところでございますけれども、以前は「及び入園料」となっていたところを「、入園料及び預かり保育料」を追加してございます。

(保育料等の額)、第2条でございますけれども、こちらは保育料、入園料を記載されておりますけれども、この辺を1、2、3と号立てにしまして、3番目に預かり保育料、月額500円を追加させていただいております。

(保育料等の徴収)、第3条、こちらにつきましても、入園料と保育料のほうをもとと入っておりますけれども、預かり保育料という部分を追加するために、1項、2項、3項という形で分けさせていただいております。第3条、保育料は、毎月末日(12月にあっては、25日)までに、その月分を園児の保護者から徴収する。

2、入園料は、入園時において町長が指定する期日までに、園児の保護者から徴収する。

3、預かり保育料は、毎月末日(12月にあっては、25日)までに、当該月の前月分を園児の保護者から徴収する。

(保育料の減免等)、第6条の部分でございますけれども、今まで入っていなかったところに、「及び預かり保育料」ということで、減免規定も、預かり保育料を追加させていただいているものでございます。

(3)のところも同様で、「及び預かり保育料」という形で追加をさせていただいているものでございます。

改正条例の附則をご覧ください。本条例の施行日を平成26年4月1日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(小林哲雄)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、菊川敬人議員。

○1番(菊川敬人)

1番、菊川です。簡単なことですが、ちょっとお伺いたします。預かり保育料の500円に関しては、検討会の中で話されて、周知されたことだと思いますので、結構かなと思いますが、預かり保育をやられるに当たって、何名をここで定員として想定されているか。ということが1点と。

それから、それを行うことにより保育士さんに負担がかかるんじゃないかなと思うんですが、その負担分はどういうふうに処理をされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長(小林哲雄)

教育総務課長。

○教育総務課長(井上新)

お答えをさせていただきます。まず1点、預かり保育の定員でございますけれども、当初は、こちらのほうでも規定してございませんが、10名程度、想定を考えてござ

います。10名というのも近隣の状況も踏まえた中で、ちょっと大目に確保しているところなんです、実際、ふたを開けてみないと、これは変わってくる部分だと思っておりますので、その辺は柔軟に対応できるように、今のこちらの条例規則等では、定員何名とか、そういった形では入ってございません。そういったところでございます。

それと保育所の負担部分につきましては、当然、新たな事業展開になってまいりますので、負担部分が出てまいります。その辺につきましては、幼稚園の実際の状況をいろいろ事前に調整をしておりますので、負担部分、多い部分については、負担軽減のための軽減策を何らか講じなければならないといったところは調整をとっていききたいというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

私は、保育士さんを1名増やせるのかなというふうに思ったんですが、ではそういうことはなくても対応できるということではよろしいですか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

そういう状況が起きる可能性もありますけれども、今のところは、現状でやっていくというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋久志です。まず、確認をしておきたいんですが、預かり保育の規則をちょっと見させてもらっているんですが、実施時間は午後1時半から午後4時ということで、通常の幼稚園の園の関係、教育規定に基づいた形以外というふうに実は理解をしたところでございます。

その辺はわかりましたけれども、この預かり保育に関しまして、近隣の話もちょっと出ましたけれども、要するに日額500円というのが妥当かどうかという観点で、参考までに上郡近隣の状況が同様の金額に設定されているのかどうかの、まず確認をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目は、対象児童について、規則の第5条では、保護者の疾病、事故、出産等やむを得ない理由により緊急、または一時的に家庭保育を受けることが困難な園児、あるいは就労等の理由により、緊急、または一時的に家庭保育を受けることが困難な場合、その他、園長が適当と認めた園児と、こうなっております。

そこで具体的な事例については、教育委員会云々じゃなくて、この預かり関係については、園長が認めたというふうにしては、園長にこういった形の権限でいいのかどうかというのがちょっと気になりましたので、お答え願いたい。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。近隣の状況もいろいろ調べさせていただいたんですけれども、2パターンございまして、1時間当たり幾らというパターンで、やっているパターンと、1日1回幾らというパターンでやっているものが2パターンございます。1時間当たりでやっているところは300円を徴収すると。1回当たりになっているところについては、300円から500円、月額4,000円といったところもございます。そういった中で、これは検討委員会のところでいろいろ調べた中に出てきたわけなんですけれども、一番のポイントといたしましては、昨年度、実際に、幼稚園に入っていられる保護者の方にアンケートをとりまして、1回幾らぐらいであれば利用可能かといったところで、178名中166人のアンケート回収の中で、300円までが26人、500円までが75人、1,000円までが49人といったところで、一番500円までがといったところが多かったというところもございまして、こういったところも、こちら提案側としてはポイントであったといったところでございます。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

高橋議員の先ほどの質問の中で、園長がその権限をとというのがありましたけれども、全くおっしゃるとおりで、本来ですと教育委員会が責任を持ってということで、検討委員会の中では、教育長で通してきたんですけれども、実は、それをやっていくと、今日どうしても園のことで、家庭の中で扱ってもらわなきゃいけないことが生じたときに、その都度、その都度、教育長が云々という形になると、やはり混乱を起こすのではないかと。緊急性に対処するためには、園長はその日の分については決定したほうがいいのではないかということになりましたので、ここは園長が教育長と相談をした中で、極力許可をしている。そういう形で、園長というふうにしたわけです。おっしゃるとおり、ここは筋から見れば、教育委員会が責任を持って、そこを決定することが望ましいと思いますが、実務の段階でいくと、そこまではいけないかなということで、こういう条項にしたというのが実態でございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

公立の幼稚園に係る件ですので、教育委員会が決めるというふうにしていかないと、私はまずいと思うんですけれども、趣旨をいろいろ検討されたんですけれども、いずれにいたしましても、園と一体となって、対象者が出た場合、決めていくと、こういう形に直されたらどうでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

おっしゃるとおり、参考意見としまして、そういう問題が起きることを想定して、また教育委員会の中で修正をしていきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。徴収日の問題なんですけど、保育料は当月、それから、入園料は園長さんが決めると。

預かり保育は1月後に徴収するということですが、これは事務的なことで、そういうふうになるのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

議員おっしゃられるとおりでございまして、事務的なところで、預かり保育につきましては毎日、同じ保護者が預かり保育をするということでもございませぬし、ある程度、実績に応じた分を徴収するという形になってまいりますので、月締めにいたしまして、翌月徴収するという形をとらせていただいております。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

おっしゃることはわかるんですが、そうしますと保護者としては徴収義務という、義務感というのはちょっと薄れるかなという感じも受けなくもないですね。しかも、毎日ではありませんので、月末がやはり忙しいとは思いますが、その辺は積算していったら、もしその日に預かり保育があったら、その日で計算してというのは、確かに難しい面もありますけれども、どうなんですか。それを考慮しても、やはり1月後としたほうが、全体としてはスムーズにいくというご判断でしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

そちらの部分につきましては、規則のところでございますと、第5条のところかなと思うんですけども、基本的に対象の理由というのは、緊急または一時的にいった部分が大きくなってございます。事前に整理できるものとしては、就労に対応した曜日指定のところで行っていくとか、もちろんそういったことでは可能なんですけれども、全体を通した中では、そういった緊急性の部分がございまして、こういった方法が一番いいのではないかなというところで、幼稚園側との調整も行っているところでございます。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(小林哲雄)

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(小林哲雄)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第47号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(小林哲雄)

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。